配布:一般

2015年9月29日

## 第 69 会期

議事日程議題 13(a)

## 2015年9月10日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/69/L.84)]

## 69/319. 公的債務再構成過程に関する基本原則

総会は、

公的債務再構成過程に関する 2014 年 9 月 9 日の 68/304 および 2014 年 12 月 29 日の 69/247 の総会諸決議を想起し、

2015年2月3日から5日、4月8日から30日および7月27日と28日にニューヨークで開催された、その活動会期を通した、決議69/247に従って設立された公的債務再構成過程に関するアド・ホック委員会により実行された活動を歓迎し、

主権国家の債務の総意による再編成に達するため誠実にまた協力的な精神で、行動する公的債務者とその債権者の義務を考慮する財政危機の管理および解決のための明確な一連の原則の重要性を強調し、

国家の政策および事情に従った、原則の広範な普及および実施の望ましさを考慮し、

1. 公的債務再構成過程は、アド・ホック委員会の報告書 <sup>1</sup>に含まれたように、以下の公的債 務再構成過程に関する原則に基づくべきであることを宣言する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> A/AC.284/2015/2.

- 1. 主権国家は、何らかの虐待的な措置により無効にされたり妨害されたりするべきでない、その公的債務を再構成することを含む、そのマクロ経済的政策を、その自由裁量を行使して、設計する権利を有している。再構成は、最後の手段としてまた最初に債権者の権利を保護するものとして行われるべきである。
- 2. 公的債務国およびその全ての債権者双方による誠実さは、債務の持続可能性並びに債務支払いの迅速且つ恒久的な再確立を目的とした公的債務再構成解決交渉および過程のその他の段階、並びに再構成期間に関する建設的な対話を通して債権者のクリティカル・マスの支援を達成すること、においてそれらの関与を必要とする。
- 3. 透明性は、関係者の説明責任を高めるため促進されるべきであり、それは公的債務解決に 関連した使用および過程双方の時宜を得た共有を通して達成されることができる。
- 4. 不偏性は、地域的なレベルでのものを含む、公的債務解決に関与する全ての機関および関係者が、それぞれの職務権限に従って、独立を享受しそして過程およびその他の利害関係者に不当な影響力を行使することをまたは利害の対立若しくは腐敗あるいはその両方を起こすものである行動に従事することを自制することを、必要とする。
- 5. 衡平な取扱は、債権者間を恣意的に差別することを自制する義務、但し異なる取扱が法の下で正当化される場合を除く、を国家に課し、全ての債権者の間で議論された、債権者間の平等を保証しつつ、債権の特性と関連させられる。債権者は、自らの債権とその特性に従って同じそれ相応な取扱を受ける権利を持っている。債権者または債権者集団は、公的債務再構成過程から事前に排除されるべきではない。
- 6. 公的債務再構成に関する管轄権および執行からの主権免除は、外国の国内裁判所における 国家の権利でありそして例外は、制限的に判断されるべきである。
- 7. 合法性は、機関の設立および公的債務再構成解決に関連する活動が、あらゆるレベルでの、包摂性と法の支配の要件を尊重することを必要とする。元の契約の文言および条件は、それら

が再構成合意により修正されるまで、引き続き有効であるべきである。

8. 持続可能性は、最初に債権者の権利を保存しつつ同時に持続的且つ包括的な経済成長を促

進し、経済的および社会的経費を最小化し、国際的な金融制度の安定を保証しそして人権を尊

重しつつ、公的債務再構成解決が、時宜を得たまた効率的なやり方で完了しそして債務国にお

いて安定した債務状況をもたらすことを含む。

9. 多数決再構成は、国家の債権者の特定多数決により承認された公的債務再構成合意が、債

権者の多数決により採択された決定を尊重しなければならない、その他の国家または代表者で

ない少数の債権者により影響され、危うくされまたは別の方法で妨げられないことを含む。国

家は、発行されることになっている公的債務に集団行動条項を含むことが奨励されるべきであ

る。

2. 全ての加盟およびオブザーバ国、権限ある国際機構、団体およびその他の関連する利害関

係者に対し、上記に規定された基本原則を支持しそして促進することを招請し、また事務総長に対

し、この原則が知れ渡るようにあらゆる取組を行うことを要請する。

3. 上記に規定された基本原則および自らの職務権限に従って国際金融機関により行われた活

動を考慮しつつ、公的債務再構成に対する改善された対処方法を審議し続けることを決定し、そし

てこの趣旨で総会の第70会期での当該審議のための様式を定義することを更に決定する。

第 102 回本会議

2015年9月10日